

II 事業計画の認定

「Ⅰ 申請主体の確認、事業計画の作成」のとおり、事業計画及び活動計画の案を作成し、構成員の合意形成を図ったら、市町村に認定の申請をします。

1 事業計画の認定の申請

- ・ 構成員の合意形成を行った以下の書類を市町村に提出します。その他、市町村における審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。
- ・ 提出期日は、活動を開始しようとする年度の**6月30日まで（※）**です。
- ・ 市町村における審査後、事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

※ 特別な事情がある場合、市町村長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで。

市町村への提出書類 (提出資料は市町村にお問い合わせください)	
必ず提出する書類	
◆ 事業計画書	
☐ 様式第1-1号	
☐ 様式第1-2号	
◆ 活動計画書	
☐ 様式第1-3号	
☐ 別添1 実施区域位置図	
☐ 別添2 構成員一覧	
☐ 別紙1 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)	
◆ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)チェックシート(※)	
☐ 様式第1-11号	
※ GAP認証等を取得している場合は、本様式の代わりにGAP認証等の取得を証明する書類の提出も可	
☐ (農業者の組織する団体の場合)団体規約	
☐ 令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことがわかる書類	

2 事業計画の変更

- 市町村長から認定を受けた事業計画や活動計画等に変更が生じた場合は、変更の内容に応じて、以下の①又は②の手続きが必要です。その際も、事前に構成員の合意形成を行ってください。
- ①の場合、市町村における審査後、変更した事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

	① 認定された事業計画の変更の申請	② 認定された事業計画の変更の届出
変更内容	・みどり加算の活動を行う対象農用地面積の変更 ・対象組織の変更(※1) ・活動の追加、中止又は廃止(※2) ・活動期間の延長 ※1 組織をNPO法人化した場合も該当。 ※2 単価に変更がある場合を含む。	左記以外の変更 (例) ・役員の交代、構成員の変更
変更の申請又は届出の時期	変更が生じたとき	変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日
提出書類	変更があった事業計画書、活動計画書等	変更があった事業計画書、活動計画書等

III

活動の実施、記録

交付を受けた交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1 生産記録

- 対象取組の実施時期、肥料や農薬の使用記録を整理した生産記録を作成する必要があります。また、必要に応じて、実施状況がわかる写真を撮影し、整理します。
- 市町村は、生産記録の内容を基に、活動要件の適否の確認・指導等を行います。記載漏れがないよう留意してください。

（参考様式は次のページ）

2 交付金の収支

次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類については、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管する必要があります。

- 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- 金銭出納簿
- 領収書等支払を証明する書類
- 財産管理台帳
- その他資源向上支払交付金に関する書類

また、農業者団体等の代表者は、農業者団体等内の合意に基づき、「環境負荷低減の取組への支援（通称：みどり加算）」として交付された額を、環境負荷低減の取組を推進するための活動に必要な経費（環境負荷低減の取組への支援の交付等に係る事務経費を含む。）に充てるほか、環境負荷低減の取組を実施する農業者に対して、交付金を配分することが可能です。

その際、配分方法等については、団体の規約に定める等により明確にした上で、配分の内訳等がわかる証拠書類を保管する必要があります。

(参考様式)生産記録

●対象活動:長期中干し

組織名	〇〇
氏 名	〇〇

ほ場名	実施面積(a)※	作物名(5割低減)	備考
100-1	100a	水稻	

(注1) 記入欄が足りない場合は、別様式(任意)を用いることも可。
(注2) 実施時期が複数日ある場合は、「実施時期(開始日)」及び「実施時期(終了日)」いずれも記載すること。
※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

実施時期	溝切り実施日	溝切り本数(本/10a)	備考
令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	2	

(注1) 中干しは生育中期に14日以上実施すること。
(注2) 溝切りは10aあたり1本以上実施すること。
(留意事項) 地域の生物相に応じて、地域内に江の設置や中干しを実施しない水田の確保など、生態系保全の対策を検討することが望ましい。

2. 使用肥料(5割低減の取組)

資材等の名称	化学肥料 窒素成分 の割合(%)	使用量(kg/10a)	【5割低減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
〇〇500(基肥)	15	20	3		令和〇年〇月〇日	
合計			3	8		

(注1) 化学肥料のほか、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、混合汚泥複合肥料などの化学肥料窒素成分を含む肥料を施用する場合は全て記載すること。
(注2) 適宜、行を追加して記入すること。

3. 使用農薬(5割低減の取組)

農薬名 (商品名、剤型)	用途		【5割低減】 節減対象農薬 成分回数	【慣行レベル】 節減対象農薬 成分回数	使用時期	備考
〇〇粒剤	殺菌剤		1		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺虫殺菌剤		3		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺菌剤		1		令和〇年〇月〇日	
〇〇フロアブル	植物成長調整剤		1		令和〇年〇月〇日	
〇〇乳剤	除草剤		2		令和〇年〇月〇日	
〇〇顆粒水和剤	殺虫剤		—		令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合
〇〇フロアブル	その他		1		令和〇年〇月〇日	
合計			9	18		

(注1) 有機農産物の日本農林規格で使用可能な表B.1の農薬も含め、使用した農薬は全て記入すること。
(注2) 適宜、行を追加して記入すること。

4. 保管書類

☒ 現地確認を写真で行う場合

該当する項目の口に✓を記入すること。

(参考様式)生産記録

●対象活動:冬期湛水、夏期湛水

組織名	〇〇
氏 名	〇〇

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稻

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

(1)主な作業

作業名	措置方法 (措置番号を記載)	実施時期	備 考
取水措置	①		
漏水防止措置	②	〇年〇月〇日	
定期的な水位管理		〇年〇月〇日、〇月〇日	

(2)湛水期間

	実施時期	備 考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
排水開始時期	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	

(留意事項)メタン発生量を増加させない及び地耐力の低下を防ぐため春に一時落水して圃場を乾かす(地域の保全対象生物に応じ実施。例えばアカガエル類の産卵が確認された冬期湛水圃場では春落水を行わないなど。)。また、生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

(参考様式)生産記録

●対象活動:江(水田ビオトープ、生き物緩衝帯)の設置

組織名	〇〇
氏 名	〇〇

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稻

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

(1)主な作業等

作業名	実施状況	実施時期(年月日)	備考
本年取組向けの作溝作業	☒ 新設	〇年〇月〇日	
☒ 作溝の実施あり	☐ 延長 ()		
☐ 作溝の実施なし	☐ 補修 ()		
(令和 年 月 日設置)	【江の形状】 長さ m 、 水面幅 cm 、 深さ cm		
深みの設置	底面からの深さ cm 、 設置数 箇所		

(2)江の設置箇所への除草剤の使用実績(本田内の除草剤使用実績を除く)

☐ 使用なし

(3)江の設置期間

	実施状況	備考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
湛水終了時期	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇 日間	

(留意事項)ウシガエルやアメリカザリガニ等の侵略的外来生物が生息する場合は水を抜いて駆除を検討する。

生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

(参考様式)生産記録

●対象活動:中干し延期

組織名	〇〇
氏 名	〇〇

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稻

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

(1)主な作業

作業名	実施作業	実施時期	備考
定期的な水管理		令和〇年〇月〇日	
畦畔の点検・補修活動		令和〇年〇月〇日、〇月〇日	

(注1)実施作業は、実際に行った(行う予定の)作業名を記載してください。

(2)湛水期間

	実施時期	備 考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
中干開始時期※	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	

※地域の慣行的な実施時期を記載

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

IV 活動の報告

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告する必要があります。

1 報告の流れ

(1) 実施経過の取りまとめ・報告

- ・ 毎年度、活動の実施経過を取りまとめ、以下の書類を市町村に提出します。
- ・ 提出期日は、活動を実施した年度の**1月31日まで**です。
- ・ 市町村における確認（書類審査（必要に応じて現地確認））後、実施経過の確認結果が通知されます。

市町村への提出書類（提出資料は市町村にお問い合わせください）	
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
◆ 実施経過報告書 ☐ 様式第1－12号（別紙1及び別紙2） ☐ 生産記録（参考様式）	☐ （市町村の求めに応じて）実施状況がわかる写真

(2) 実施状況の取りまとめ・報告

- ・ 毎年度の活動終了後、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめ、以下の書類を市町村に提出します。
- ・ 提出期日は、活動を実施した翌年度の**〇月〇日まで**です。
- ・ 市町村における確認（書類審査、現地確認）後、必要に応じ、実施状況の確認結果が通知されます。

市町村への提出書類（提出資料は市町村にお問い合わせください）	
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
◆ 実施状況報告書 ☐ 様式第1－8号 ☐ 別紙1及び別紙2 ☐ 生産記録（参考様式）	☐ （みどり加算を受ける場合、市町村の求めに応じて）実施状況がわかる写真 ☐ その他市町村が求める書類 ・通帳 ・領収書 ・総会資料及び議事録 等
活動期間の最終年度のみ提出する書類	
◆ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート ☐ 様式第1-11号	

市町村が行う実施状況の確認内容

市町村において、毎年度、提出のあった書類（前ページ）の書類確認及び現地確認を行います。

みどり加算については、市町村が実施状況を確認する際、写真による確認又は現地確認をすることから、市町村の求めに応じて実施状況がわかる写真を作成・提出する必要があります。

実施状況の確認内容		
	書類確認	現地確認
資源向上支払（共同） うち、みどり加算	○	写真による確認 又は 現地確認を実施

注意すべき不適切な実施例

〔領収書等の書類がない支出〕

- ・自動販売機での購入等、領収書（レシート）を確認できない物へ支出している。
- ・領収書等が紛失している等により支払いが確認できない物へ支出している。
- ・購入品の内容が領収書等で確認できない物へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。

2 実施経過報告書の作成

- ・ 毎年度、活動の内容を取りまとめ、実施経過報告書（様式第1－12号）を作成します。
- ※ 様式第1－12号の別紙1及び別紙2は、様式第1－8号の別紙1及び別紙2と共通です。

やむを得ない理由で取組を実施できなかった場合

多面的機能支払交付金では、原則5年間の活動計画に基づいて5年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還（遡及返還）を求める仕組みとなっています。

ただし、自然災害その他やむを得ない理由による場合は返還は免除される規定を設けており、みどり加算については、例えばブロックローテーション等地域の営農計画上の事情等により取組を実施できない事情が生じた場合は、市町村に相談し、備考欄に理由を記入してください。

なお、やむを得ない理由の整理に当たっては、地域において、十分に認識を共有し、合意を図ることが重要です。

次のページに示す別紙1及び別紙2、生産記録等を添付して提出します。

（様式第1－12号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

〇〇市長 殿

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

農林水産環境保全団体
環境 花子

年度 多面的機能支払交付金に係る実施経過報告書（環境負荷低減の取組への支援）

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施経過（環境負荷低減の取組への支援）について、別添のとおり報告します。

該当するものに「■」を記入してください。

- ☐ 報告内容は全て実施済みです。
- ☐ 報告内容は見込みのものも含まれます。

（注）該当する項目の□に■を入れること。

別紙1 環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)取組面積

- 生産記録(参考様式)を基に活動の内容を取りまとめ、別紙1を作成します。

(別紙1) 環境負荷低減の取組への支援

1 実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
長期中干し	6月	～	7月	水稻	4月	～	9月
冬期湛水	12月	～	2月	水稻	4月	～	9月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みのみを記載してください。

※ 必要に応じて欄を追加してください。

「a 活動の計画」は、「活動計画書」の内容を転記してください。(パソコンで入力する場合、活動計画書から自動で転記されます。)

2 a 活動の計画(要件確認のため活動計画から転記)

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	190a	200a	200a	250a	250a	800 円/10a	15,200円	16,000円	16,000円	20,000円	20,000円	
冬期湛水	49a	49a	50a	50a	50a	4,000 円/10a	19,600円	19,600円	20,000円	20,000円	20,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	239a	249a	250a	300a	300a		34,800円	35,600円	36,000円	40,000円	40,000円	

b 実施面積(報告年度のみ記載すること)

「備考」欄: 報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は「1年目 計画面積」を下回った場合は、その理由を記入する。

取組項目	1年目 実施面積 (畦畔除く)	2年目 実施面積 (畦畔除く)	3年目 実施面積 (畦畔除く)	4年目 実施面積 (畦畔除く)	5年目 実施面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
長期中干し	a	200a	a	a	a	800 円/10a	円	16,000円	円	円	円	
冬期湛水	a	48a	a	a	a	4,000 円/10a	円	19,200円	円	円	円	〇〇のため
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	248a	a	a	a		円	35,200円	円	円	円	

※ 実施面積は、対象活動別(同一の対象活動であっても、単価毎)に、a未満を切り捨てた値を記載してください。

※ 同一圃場に対しては、複数の取組を行った場合に加算されるのは1つのみです。

※ 構成員別実施面積(別紙3)を添付してください。

3 添付書類

- 生産記録
- その他

・「実施面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積(a未満切捨て)を記入してください。

・「実施面積」は、報告年度分のみ記入してください。

報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は1年目の計画面積を下回った場合、備考欄にその理由を記入してください。

別紙2 構成員別取組面積

- 生産記録（参考様式）を基に構成員ごとの実施状況を取りまとめます。

（別紙2）環境負荷低減の取組への支援

組織名：
農林水産環境保全団体

7 年度 環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組 （内容）	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動（作物名）	実施面積 （a）	備考
環境 太郎	長期中干し	水稻	110 a	
環境 太郎	冬期湛水	水稻	20 a	
環境 花子	冬期湛水	水稻	28 a	
多面 次郎	長期中干し	水稻	40 a	
多面 三郎	長期中干し	水稻	50 a	
集計	長期中干し		200 a	
	冬期湛水		48 a	
	夏期湛水		0 a	
	中干し延期		0 a	
	江の設置等（作溝実施）		0 a	
	江の設置等（作溝未実施）		0 a	
	合計		248 a	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。
※ 必要に応じて欄を追加してください。

- ・構成員別に記入してください。
- ・複数人で協力して取り組む場合で、実施面積を該当する者ごとに分けて書くことができない場合には、氏名欄に該当する者の氏名を列記してください。

3 実施状況報告書の作成

毎年度、活動の内容を取りまとめ、実施状況報告書（様式第1－8号）を作成します。
※様式第1－8号の別紙1及び別紙2は、様式1－12号の別紙1及び別紙2と共通です。

（様式第1－8号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

農林水産環境保全団体
環境 花子

年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）
別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添の
とおり報告します。

該当するものに「■」を記入して
ください。

（環境負荷低減の取組への支援を受ける場合）

- ☐ 実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。
- ☐ 実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙1及び2を省略し生産記録等のみを提出します。
- ☐ 実施経過報告書から変更があったので別紙1及び2のとおり報告します。

（注1）該当する項目の□に■を入れること。

（注2）実施状況経過報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

（注3）特定事業実施者の場合、「（別添）多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

- 令和7年度から、環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート(様式第1-11号)は、活動期間の最終年度の実施状況報告時に「報告時(しました)」の欄にチェックを入れ、実施状況報告書と併せて市町村長に提出する必要があります。
- GAP 認証等を取得している場合は、本様式を提出する代わりに、GAP認証等の取得を証明する書類の提出をすることができます。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面 クロスコンプライアンス



報告時(しました)の欄にチェックします。

(様式第1-11号)

農林水産省様式

申請時記入日: 令和7年4月
報告時記入日: 令和11年3月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート

組織名: 農林水産環境保全団体

(1) 適正な施肥 ① 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管 ② 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 ⑧ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)
(2) 適正な除草や害虫駆除等 ③ 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管 ④ 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ⑨ 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める ⑩ 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)
(3) エネルギーの節減 ⑤ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める ⑥ 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	(7) 環境関係法令の遵守等 ⑪ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める ⑫ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守 ⑬ 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める ⑭ 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)
(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ⑦ 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)		該当しない 申請時(します) 報告時(しました)	該当しない 申請時(します) 報告時(しました)

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。



交付金及び概算払の申請

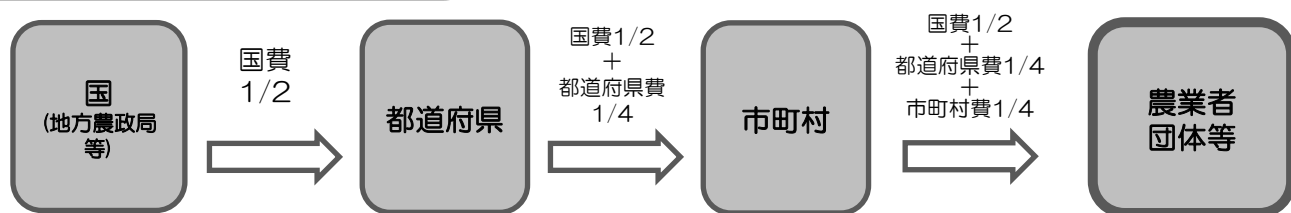
事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

1 交付金の交付申請

（市町村向け記述）
市町村が定める期日を記入してください。

- ・ 毎年度、**〇月〇日まで**に、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。
- ・ 市町村における審査後、市町村長から交付金の交付決定通知が送付されます。

交付金の交付ルート



交付申請時の留意点

（市町村向け記述）
交付申請時の留意点や交付申請の変更手続き方法等、手続き上必要な事項があれば追記してください。

2 概算払の請求

- ・ 交付決定の通知がなされた後、交付金の概算払（前払）を受けようとするときは、概算払請求書を市町村長に提出します。
- ・ 市町村における審査後、市町村長から概算払決定通知書等が送付され、交付金が支払われます。

交付申請書、概算払請求書は、市町村が定める様式を使用してください。

事務負担の軽減について

令和7年度の制度改革に合わせて、以下の事務負担の軽減を図りました。詳しくは「令和7年度改正のポイント」をご覧ください！

① 様式の簡素化

住所の記入欄の削除、活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除等

② 中山間直接支払との様式の共通化

活動記録と金銭出納簿の共通化

③ 様式の入力負担の軽減

数式等の変更防止（入力制限の設定）、備考欄の記入ルールの変更



オンライン申請について



令和5年度より、オンライン申請が可能となりました。今までのエクセルの申請データからの読み込みが可能になる、同じデータの再入力が必要になるなど、事務の簡素化につながります。詳しくは多面的機能支払交付金HPをご覧ください。



学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！



▲「草刈りは地球を救う」
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



▲ のぞいてみよう！田んぼの世界

多面的機能支払交付金について 分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

多面的機能支払交付金の事務等に携わる新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金でできること

(動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ (動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



**いずれも動画で見ることができます！
ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！**

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。(<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>)



SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されております。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物調査



活動組織と地域の子も達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

例2) 草刈り・泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材が参画した活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

活動による効果

①地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。

②世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

①安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保管理している。

②保管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興へつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています



目標4
地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。



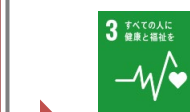
目標11
住み続けられる地域を作る。



目標2
持続可能な農業生産を支える。



目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。



目標3
やすらぎや福祉の機会を提供する。



目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

複数の目標貢献に期待できます！

～多面的機能支払交付金は

農林水産省の補助事業です～



高めよう 地域協働の力！

【お問い合わせ先】

京都府農林水産部農村振興課移住・定住促進係（電話）075-414-4900

山城広域振興局地域づくり振興課企画活性化係（電話）0774-21-2186

南丹広域振興局地域づくり振興課企画活性化係（電話）0771-22-0153

中丹広域振興局地域づくり振興課企画活性化係（電話）0773-62-2505

丹後広域振興局地域づくり振興課企画活性化係（電話）0772-62-4316

お住まいの市町村の窓口

本手引に掲載されている各種様式の電子データは、
農林水産省ウェブサイトに掲載しています。



(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/n_youshiki/youshiki.html)